

## 平 戸 市 監 査 公 表 第 97 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 26 年 11 月 28 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 山 田 能 新

### 第 1 監査の対象

大島支所

### 第 2 監査の期間

平成 26 年 11 月 12 日

### 第 3 監査の概要

#### (1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

#### (2) 監査の対象とした事項

平成 23～25 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

### 第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

#### (1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

#### (2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行

われているか。

④ 契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

① 公印の管理状況

② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

③ 文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

## 第5 監査の結果

今回の監査は、前回実施した平成22年度定期監査の指摘事項等についても併せて監査を実施した。その結果、概ね良好に処理されていることが認められたが、以下に記述する事項については、今後検討され適正な処理、改善に努められるよう望むものである。また、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

### 【指導事項】

#### ① 大島村クリーンセンター一般廃棄物焼却炉の使用停止と解除について

本施設はダイオキシン類対策特別措置法により、排出ガス中ダイオキシン類自主検査の結果、法に定める排出基準を超えたため平成26年2月21日に使用の停止命令と改善計画書の提出について指導がなされ、同4月8日当施設の改善と排出基準の適合が確認され使用停止の解除がなされている。平成21年にもダイオキシン類の排出基準の超過という事案が発生しており、今回が2回目となる。基準超過の原因は、有害物質を除去する薬品をろ過式集じん機（バグフィルター）へ投入する供給装置の管路が閉塞されていたこと、排ガスの処理装置であるバグフィルターのろ布の経年劣化による機能低下であるとの報告がなされている。そのため有毒ガス除去設備の細部までの清掃と機器性能の確認及びバグフィルターのろ布の交換を行っている。

当施設は平成9年4月に竣工し、施設の管理運営はT社に業務委託をしており、運転操業はもちろんのこと各設備の点検保守を行うこととなっており、業務日報及び月報、保守点検簿等の書類の提出が求められている。一方、ダイオキシン類の濃度測定機器の年次点検業務を施設の施工業者であるK社に委託している。

聞き取りによると、K社との協議の中でろ布の取り換えを5年を目途に行う予定であったが、稼動頻度が少ない等の理由から10年間取り換えが行われなかったという。ろ布の状態は通常目視での確認ができないことから経験値による取り換え期間であったといえる。しかし、これでは21年の事案の経験が生かされていないことになる。バグフィルターにしても設備点検によりろ布の状態を確認できたと思われる。今回の事案は、市とT社、K社との責任の分担が不明確であったことや連携

不足も一因であったと思われる。すでに再発防止のための管理体制の強化がなされており、4月よりT社から各種機器の作業完了報告書が提出されているが、今後とも市とT社、K社との施設管理運営に関する情報を共有し、再発防止のための監視体制の構築を図られたい。

### ② 鉄屑等島外処理業務について

一般廃棄物処理施設から島外へ鉄屑等を搬出し処理するための委託業務について、平成23年度から25年度において2者に見積りを依頼し、うち1者が3ヵ年とも辞退をしている。業者選定の変更や委託業務内容の見直しが必要である。

### ③ 文書管理等について

支所及び大島保育所において文書管理システムのデータと簿冊の実態が合致していないものが多数見受けられたので、文書管理システムによる整理をされたい。また、保育所は庁内LAN回線で結ばれていないが、情報収集や職務上その必要性について検討されたい。

## 【意見】

### ① 大島村CATV事業について

本事業の23年度決算額4,100千円中、CATVの保守点検委託料が3,126千円、24年度は決算額5,669千円中、保守点検委託料が3,349千円、25年度は決算額4,713千円中3,349千円となっている。

実際の管理運営は取材、コンテンツ作成から軽微な修繕まで職員が主に1人で行っている現状がある。本事業は大島村のコミュニティにとって重要な情報機能として稼動しており、不測の中断は避けなければならない。したがって、島内で委託できる民間技術者等の確保が困難であることを考慮しても、リスク回避のための管理運営が望まれる

### ② 大島村クリーンセンター遮断型最終処分場について

本施設は、主に一般廃棄物焼却後の飛灰の投棄場としての機能を目的として平成10年11月に建設された。施設は屋根付きの建物で覆われており、投棄面積は288㎡で、最大容量は1,040㎡を予定している。現状として、すでに投棄面積の約半分140㎡をコンクリートにより覆い密封している。また、増え続ける飛灰により処分場が飽和状態になるの見込んで、施設（コンクリート枠）の嵩を上げ、建設時の容量1,040㎡の10%以内の容量99㎡を増加し、最大搬入容量を1,139㎡としている。しかしながら、すでに1,030㎡が搬入されており、嵩上げたコンクリート枠の縁に達している状態である。これ以上の嵩上げは県の許可が見込めず、今後の対応としては、大型の土のう袋に一時貯留することになっているが、島内の平成23年度から25年度の飛灰年間排出量は35トンから40トンであり、現施設での貯留にも限界がある。さらなる最終処分場の確保が必要であり、検討を急ぐことが求め

られる。

### ③ 大島村し尿処理施設について

本施設は、昭和 62 年に建設され、施設面積は 140 m<sup>2</sup>、一日の処理能力は 5 kℓで、平成 23 年度から 25 年度の年間搬入量は 1,300kℓである。施設の管理運営は T 社に業務委託をしている。築後 28 年を経過しており、施設、機械設備類の老朽化が激しい。市の計画では平成 31 年度以降について北松北部クリーンセンターにおいて処理することとし、それまでは現有施設を使用することとしている。しかしながら具体的な計画策定はまだ着手しておらず、不測の事態への対応を含めて処理方法のあり方を検討すべきである

### ④ あづち大島いさりびの里の管理運営について

当施設は指定管理者による管理運営がなされているが、その指定管理仕様書には、基本的な考え方として、「いさりびの里は、地域住民の利用者の保健休養のための場を与え、福祉の向上と健康の増進を図るとともに、平戸市の振興に寄与するための施設であるという設置目的に基づき、管理運営を行うこと」としている。一方、平戸市あづち大島いさりびの里条例第 1 条では、「大島村地域外住民との交流を促進し、地域の活性化に寄与するとともに、住民にやすらぎの場を提供するため」としている。別の言い方をすると、当施設は地域住民を対象とした施設なのか観光宿泊施設なのか明確ではない。なぜなら、施設の目的によっては指定管理者制度のあり方が変わってくると思われる。観光宿泊施設であれば、条例で定められている食事代等を指定管理者の裁量に委ねるなど指定管理者の営業権の拡大を図るとともに、指定管理者制度の必要性も含めて検討することが望まれる。

## 第 6 むすび

合併後 10 年目を迎えようとする支所にとって、本庁との連携の重要性は言うまでもないが、離島でしかも旧自治体であった大島支所にはその地域に求められた役割がある。大島交通船事業は、島民の生活の足として必要不可欠な事業である。運航に必要な船員の確保が最優先課題であり、現状では公共交通機関としての役割が大きい。次に、CATV 事業は大島支所管内の情報伝達機能として、他所では見られない事業であり常に正常に稼働させることが求められている。さらにクリーンセンター、し尿処理場、火葬場などは大島村内での最終施設としての役割を担っているが、施設の老朽化とともに事業の方向性を示す必要に迫られている。また、管内人口の減少は顕著であるが、大島診療所、大島風力発電所、重要伝統的建造物保存地区、避粉地など特徴的な環境を有しており、他に公的機関も見当たらないことから、支所機能のみならず情報発信、関係機関との連絡調整など果たすべき役割は小さくない。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】 地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。